

加入者番号:

氏名:

退職又は資格喪失にあたり、以下1～6の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

石川県機械工業企業年金基金 ・ 株式会社 御中

氏名: 印

確定給付企業年金 脱退一時金相当額の取扱いに関するご説明および確認書 ご退職又は資格喪失にあたって ～企業年金等通算措置(ポータビリティの確保)のご説明～

1. あなたの脱退一時金相当額及び算定基礎期間は下表のとおりです。

項目	詳細
あなたの資格喪失日(退職日)	令和 年 月 日
移換申出期限	資格喪失日から1年以内 <small>*移換先での申出期限についてもご注意ください。(6.参照)</small>
脱退一時金相当額	円
内本人拠出相当額	円
一時金算定の基礎となった期間	ヶ月
(控除すべき期間)	ヶ月
一時金算定の基礎となった期間の開始日	平成・令和 年 月 日
同 終了日	令和 年 月 日

2. 確定給付企業年金規約に定める中途脱退者は、今般のご退職又は資格喪失に際して支給を受ける脱退一時金相当額について「他の企業年金制度」に移換を行い、他の企業年金制度に期間を通算する取扱いが可能となります。あなた様はこの「中途脱退者」に該当するため、以下のいずれかを選択してください。

①	<input type="checkbox"/>	ご退職又は資格喪失に際し、即時で脱退一時金の支給を受ける。 脱退一時金受給に関するお手続きが必要となります。なお、ご退職又は資格喪失に際しては、以下に記載の「他の年金制度への移換」の選択肢もございますことを念のためご確認ください。
②	<input type="checkbox"/>	<u><上表の一時金算定の基礎となった期間が180ヶ月以上の方のみ></u> ご退職又は資格喪失に際し、60歳に達する日まで受給を繰下げる。 脱退一時金の繰下げに関するお手続きが必要となります。 なお、資格喪失から1年以内であれば、③の「他の年金制度への移換」への変更が可能です。
③	<input type="checkbox"/>	ご退職又は資格喪失に際し、企業年金連合会、国民年金基金連合会または他の企業年金制度へ移換を行う。 以下3. にあなた様の移換が可能な選択肢及び移換先制度の概要を記載しております。 移換先制度選択に際しご参考としてください。 移換前であれば、脱退一時金として受け取る方法に変更することも可能です。
④	<input type="checkbox"/>	ご退職又は資格喪失に際し、1年後に脱退一時金の支給を受ける。 「1年後に脱退一時金の支給を受ける」ことを選択できます。 なお、資格喪失から1年以内であれば、③の「他の年金制度への移換」への変更が可能です。 受取方法の決定に時間を要する場合等、必要に応じて選択ください。

《③を選択した場合に確認ください》

3. 脱退一時金相当額の移換については、一定の要件の下で選択肢があります。(※) 右図「5. 脱退一時金相当額に関する取扱い選択肢フローチャート」を参照のうえ、あなた様の可能な選択肢をご確認ください。

(※)脱退一時金相当額の一部を一時金で受給する場合は他の年金制度への移換はできませんので右図の選択肢フローチャートによる判定は不要です。

4. ご留意事項

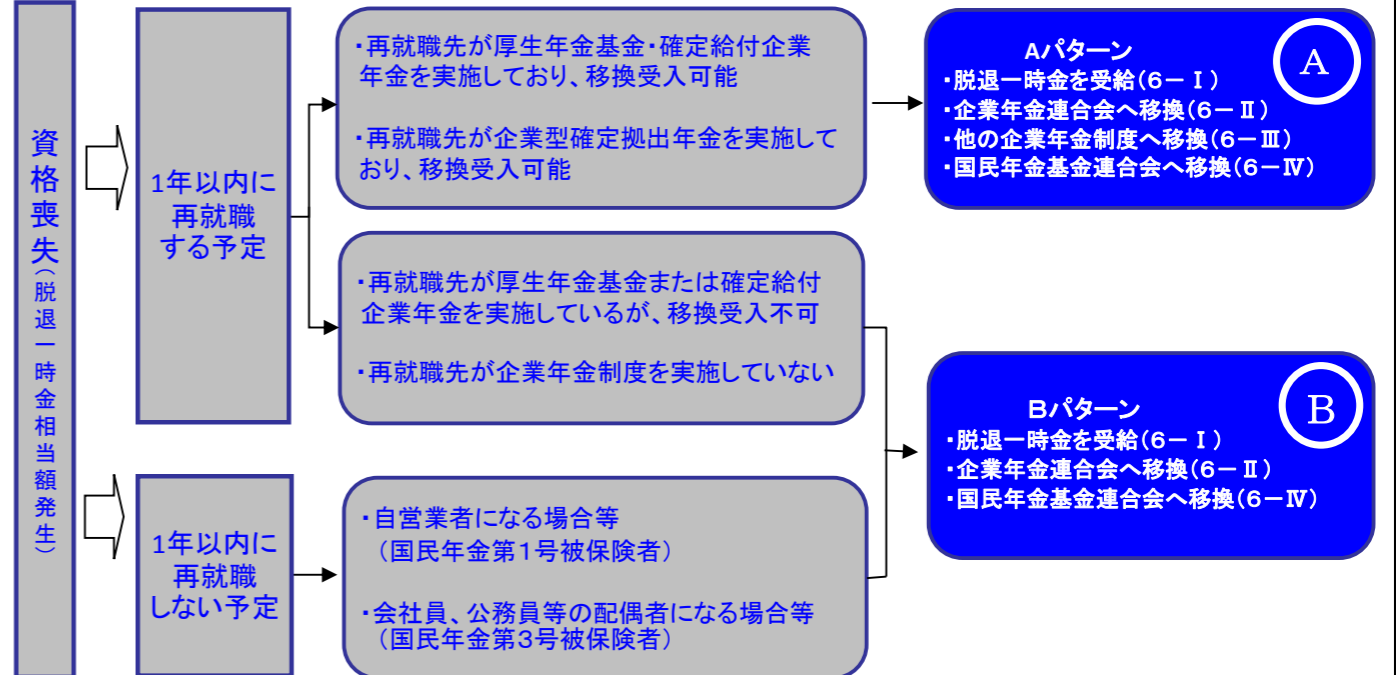
○掛金の本人拠出額がある場合の取扱い

確定給付企業年金及び企業年金連合会では、給付時に本人拠出相当額は非課税となっておりますが、企業年金等通算措置を利用して、厚生年金基金または確定拠出年金制度に当該本人拠出額を移換した場合は、脱退一時金相当額と合算して管理が行われ、給付時に課税対象となります。

○資格喪失から1年以内に老齢給付金の受給権を取得する場合(該当者のみ要案内)

老齢給付金の受給権を取得する日までの間に、他の制度へ移換または脱退一時金の受給を行わなかった場合は、老齢給付金が支給されます。

5. 脱退一時金相当額に関する取扱い選択肢フローチャート



6. 各選択肢に関する概要ご説明

I. 脱退一時金を受給

ア. 脱退一時金の受給を選択した場合、退職所得の取扱いとなり退職所得控除の適用となります。

II. 企業年金連合会へ移換

ア. 企業年金連合会に脱退一時金相当額を移換して加入者期間を通算、年金での支給を可能とする選択肢が確保されています。

イ. 移換元となる制度の資格喪失後、1年以内での選択となります。

ウ. 企業年金連合会での制度設計・給付形態・手数料等につきましては、以下のホームページを参照若しくは連絡先宛にご照会またはパンフレットをご参照ください。

〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館10階・11階

TEL:0570-02-2666 ※PHS、IP電話から連絡される場合は03-5777-2666となります。

HP: <http://www.pfa.or.jp>

III. 他の企業年金制度へ移換

ア. 再就職先で実施されている他の企業年金制度が厚生年金基金、確定給付企業年金の場合は、その規約に脱退一時金相当額の移換を受入れることができるという規定があり、かつ加入者の資格を取得できる必要があります。企業型確定拠出年金も同様に加入者の資格を取得できる等の必要があります。

イ. 移換元の資格喪失後1年以内の選択および申し出手続きが必要となります。ただし、厚生年金基金へ移換する場合は、移換元の資格喪失日後1年以内または厚生年金基金の資格取得日から3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までに申し出手続きが必要となります。

ウ. 上記ア. 及び再就職先となる企業における制度内容等の詳細につきましては、あなた様より再就職先となる企業様宛直接ご照会ください。

IV. 国民年金基金連合会へ移換

ア. 個人型確定拠出年金制度に加入できる方は国民年金基金連合会へ移換が可能です。

イ. 再就職先の企業が企業型確定拠出年金を実施している場合は、個人型確定拠出年金に加入できない場合がありますので、再就職先の企業様宛直接ご照会ください。

ウ. 移換元の資格喪失後1年以内の選択および申し出手続きが必要となります。

エ. 個人型確定拠出年金制度の脱退一時金相当額移換の取扱可否及び同制度の制度設計・給付形態・手数料等につきましては、以下のホームページを参照若しくは連絡先宛にご照会ください。

国民年金基金連合会

〒160-0032 東京都港区六本木6-1-21

TEL:03-5411-0211(代)

HP: <http://www.npfa.or.jp>